

第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p> <p>共同利用小型漁船の建造費の補助</p> <p>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p> <p>水防資材費の補助の特例</p> <p>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	災害の実情に応じ、その都度検討する。

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

(1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。